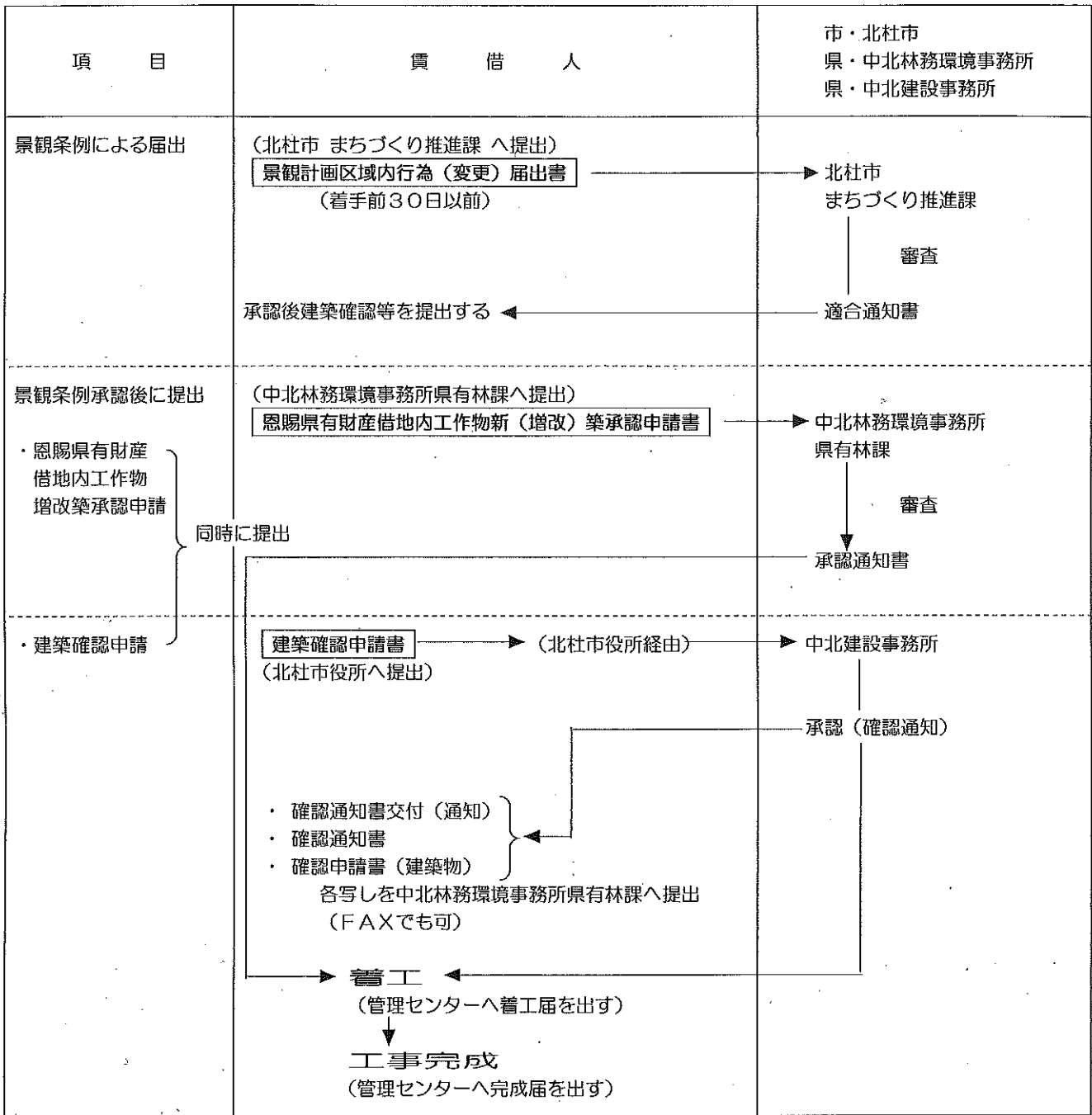


増改築工事に当たっての流れ

- 清里の森別荘地区内で行う全ての工事は、
 清里の森管理センター（TEL0551-48-3151）に前もってご連絡ください。
 （連絡を受けていない工事業者は、ゲートを通することができません。）
- 工事の規模・種類によっては届出が必要になります。



「清里の森」別荘地内の建築工事については、利用者の多い時期には工事休止をお願いし、みなさんに守っていただいています。つきましては、次の期間は工事をさけてください。

- 1 建築工事を休止していただきたい日
 - ・ 7月1日から8月31日までの期間
 - ・ 5月1日から10月31日の間の土・日曜日並びに祝祭日
 - ・ ゴールデンウィーク期間中
- 2 建築工事を休止していただきたい時間帯
 - ・ 午後7時から翌朝の午前7時までの間